

防経工第3661号
6.6.22
一部改正 防防施第7594号
18.7.31
一部改正 防防施第8468号
19.8.31
一部改正 防経施第18195号
26.12.10
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1

経理装備局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達について（通達）

標記について、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」（防経工第296号）6.1.21))（以下「行動計画」という。）に基づき、下記のとおり定めたので、関係職員に周知徹底されたく通達する。

記

1. 行動計画の添付書類〈具体的措置〉I. 1. に規定されている「安全保障に係る調達」及び「秘密を要する場合における調達」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 設計図書が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定に基づき特定秘密に指定された情報を含む施設に係る調達
 - (2) 設計図書が秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項に基づき秘に指定され、又は第50条に該当する施設に係る調達
2. 行動計画の添付書類〈具体的措置〉I. 1. に規定されている「緊急を要する場合における調達」とは、天災地変その他の非常緊急の

場合における調達をいうものとする。

3. 関係機関の長は、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第6条第1項に規定する工事による施設の取得等に係る基本計画書又は第7条第1項に規定する工事による施設の取得等に係る変更基本計画書の作成に当たっては、前2項の規定に該当する施設の係る調達について、その旨を記載するものとする。
4. この通達に定めるもののほか、本件の実施に関し必要な事項については、整備計画局長が定めるものとする。